

7・14リブ・イン・ピース @ カフェ憲法問題連続企画 第6回 基本的人権はいかにして獲得されてきたか フランス革命記念日によせて

(0) 自民党改憲草案ではなぜ97条が削除されているのか

日本国憲法 97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(1) 憲法と市民革命 日本国憲法はどこからやってきたのか

近代憲法が確立される前に、権力の正統性は何に求められたか

ヨーロッパの王権神授説...王の権力は神が与え、王は神に対してのみ責任を負い国王のなすことに対しては人民はなんら反抗できないとする考え

・スコットランドとイングランドの王 ジェームズ1世(1566 ~ 1625)

『自由なる君主国の真の法』(1598年)

「自由なる君主国」とは、王は議会からの何の助言や承認も必要なく、自由に法律や勅令を制定することができるという意味。

・ボシュエ(1627 ~ 1704)『世界史叙説』(1685年)

「神は国王を使者としており、国王を通じて人びとを支配している。.....国王の人格は神聖であり、彼にさからうことは神を冒瀆することである」

その根拠として、新約聖書ローマの信徒への手紙 13-1 **資料6**

・フランス王 ルイ14世(1638 ~ 1715)

「臣民として生まれた者は誰であれ、無条件に王に服従せよというのが神のご意志である」
(ルイ14世が息子に述べた言葉)

日本の王権神授説

天皇は神(天照大神)の子孫だから日本を統治できるのだとする考え

大日本帝国憲法

「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ...」

「第1条 大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」

「第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」

1946年1月1日 昭和天皇「人間宣言」...「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ」

自民党改憲草案の前文

「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」

近代憲法形成過程 略年表

1215年 ^{だいけんしやう}大憲章 (マグナ・カルタ Magna Carta) (資料1)

戦争に敗北し続け、領土を失っていったイングランドのジョン王に対して貴族たちが王の権限を法によって制限する文書を突きつけ、王はやむなく承認。

1265年～1341年 イングランドの議会制度(上院と下院の身分制議会)形成

16世紀...イギリス絶対王政(ヘンリー8世、エリザベス1世)

1603年 エリザベス1世没後スコットランドから迎えたジェームズ1世は、王は議会からの何の助言や承認も必要なく、自由に法律や勅令を制定することができると主張(『自由なる君主国の真の法』1598年)。議会を無視。贅沢などで国庫を乱費し、議会との間で、国家財政などを巡る対立が深まる。

1625年 ジェームズ没後、息子チャールズ1世が即位するが、父親と同じ思想を持ち議会を軽視。フランスと開戦し敗北するが、議会を解散して強制的に徴税をおこなう。

1628年 **権利の請願 (The Petition of Right) (資料2)**

チャールズ1世はこの請願をいったん承認するが、すぐに廃止。議会を解散。親政をおこない(1629～1640)、人々を重税と厳罰で苦しめる。

1642年 議会派と国王派との間で武力対立。「清教徒革命」始まる

1647年 レヴェラーズ「人民協約」

1649年 チャールズ1世処刑 イングランド共和国成立

1651年 ホップス『リヴァイアサン』

1660年 王政復古 チャールズ1世の息子チャールズ2世が即位

1685年 チャールズ2世の弟ジェームズ2世が即位

1689年 「名誉革命」ジェームズ2世亡命。

オランダに嫁いでいた娘のメアリーとその夫ウィリアムが即位

権利章典 (Bill of Rights) (資料3)

1762年 ルソー『社会契約論』発表

1775年 アメリカ独立戦争開始

1776年 **アメリカ独立宣言(資料4)**

1783年 アメリカ13州の独立達成

1789年7月14日 バスチーユ牢獄襲撃 フランス革命開始

1789年 **フランス人権宣言「1789年の人と公民の権利の宣言」(資料5)**

1791年 1791年憲法...89年のフランス人権宣言に基づく

1793年 1793年憲法(ジャコバン憲法)人民主権、男性普通選挙制度、人民の生活・労働の権利などをみとめる。国民投票による圧倒的な支持で成立したが、革命の激化を理由に結局実施されず。

日本国憲法と人権宣言文書との関係

日本国憲法	マグナカルタ 1215 年
租税法律主義(84) 適正手続き(31)	12 <u>王の決定だけでは戦争協力金などの名目で税金を集められない</u> 39 <u>人民は国法が裁判によらなければ自由や生命、財産をおかされない</u>
日本国憲法	権利の請願 (The Petition of Right) 1628 年
租税法律主義(84) 適正手続き(31)	<u>何人も議会の同意なしに贈与・公債・献上金・租税その他同種の金銭上の負担を強制されないこと。また何人もこれを拒否したために出頭を求められたりその他の方法で苦痛を加えられたりすることのないこと。</u> <u>・自由人は理由を示されずに逮捕または投獄されることのないこと。</u>
日本国憲法	権利章典 (Bill of Rights) 1689 年
国会の地位(41)	1 <u>議会の同意なくして国王の権限によって法律の効力を停止したり、その執行を停止したりするとされた権力は違法である。</u>
租税法律主義(84) 請願権(16)	4 <u>議会の同意によらない国王大権による資金集めは違法である。</u> 5 <u>国王に請願することは臣民の権利であり、そのような請願を理由とした拘禁ないし訴追は違法である。</u>
選挙権(15) 議員の発言無答責(51)	8 <u>議員の選挙は自由であるべきである。</u> 9 <u>議会における言論、討論は自由であり、いかなる裁判所でも議会の外においても弾劾されたり問題に問われたりするべきではない。</u>
残虐な刑罰の禁止(36)	10 <u>法外な保釈金や法外な罰金を科してはならない。また残虐で尋常でない処罰を科してはならない。</u>
訴求処罰禁止(39)	12 <u>刑罰の確定前の罰金などは違法であり、無効である。</u>

1776 年米国独立宣言 (一部)

すべての人間は平等につくられている(14 条 平等原則)。創造主によって、生存、自由そして幸福の追求を含むある侵すべからざる権利を与えられている(11 条 基本的人権 13 条 幸福追求権)。これらの権利を確実なものとするために、人は政府という機関をもつ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている(前文 国民主権・社会契約)。いかなる形態であれ政府がこれらの目的にとって破壊的となるとときには、それを改めまたは廃止し、新たな政府を設立し、人民にとってその安全と幸福をもたらすのに最もふさわしいと思える仕方での政府の基礎を据え、その権力を組織することは、人民の権利である。(略) 常に変わらず同じ目標を追及しての権力乱用と権利侵害が度重なり、人民を絶対専制のもとに帰せしめようとする企図が明らかとなると、そのような政府をなげうち、自らの将来の安全を守る新たな備えをすることは、人民にとっての権利であり、義務である。

1789年フランス人権宣言(抜粋)

前文

フランス人民の代表者たちは、国民議会として構成され、(前文)人の権利に対する無知や忘却や無視が公衆の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考察し、神聖で譲り渡しえない人の自然権を、厳粛な宣言において示すことを決意した。その目的は(略)公民の要求が、以後、簡潔で争いの余地のない原理に基づくことによって、つねに憲法の維持と万人の幸福に向かうため(前文、13)である。

第1条 人は、権利において自由かつ平等なものとして生まれ、生存する。(14)

第2条 すべての政治的結合の目的は、時効によって消滅することのない人の自然的諸権利の保全(11)にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全、圧制への抵抗である。

第3条 すべての主権の根源は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明白に由来しない権威を行使することはできない。(前文)

第4条 自由とは、他人を害しないすべてのことをなしうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。(13)これらの限界は、法律によってでなければ定められない。

第7条 何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。(31 ~ 35)

第8条 何人も、犯行に先立って設定され、公布され、かつ、適法に適用された法律によらなければ処罰されない。(36,39)

第10条 何人も、その意見の表明が法律によって定められた公の秩序を乱さない限り、たとえ宗教上のものであっても、その意見について脅かされないようにされなければならない。(20,21)

第11条 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての公民は自由に、話し、書き、印刷することができる。ただし、法律によって定められた場合にのみ、その自由の濫用について責任を負う。(21)

第17条 所有は、不可侵かつ神聖な権利であり、適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、何人もそれを奪われない。(29)

(2) ヨーロッパにおける封建制との闘い 自由と平等、そして生きる権利を求めて

1) 宗教改革の思想と運動

- ・ **ジョン・ウィクリフ**(イギリス 1330 頃 ~ 1384)
聖書を初めて英訳...聖書を特権層から庶民の手に
聖書を規範にローマ・カトリック教会の墮落を批判
- ・ **ワット・タイラーの乱**(1381)
ワット・タイラー、ジョン・ボールらが指導
戦争遂行のための人頭税に反対し、農奴制の廃止を求める。
「アダムが耕しイブが紡いだ時、誰が地主だった？」(ジョン・ボール)
- ・ **ヤン・フス**(ボヘミア 1370 頃 ~ 1415)
ウィクリフの説をボヘミアで広める 火刑に
- ・ **フス戦争**(1419 ~ 1436)
フスの弟子たちが、彼らを迫害する神聖ローマ帝国に対して反乱を起こす
- ・ **マルティン・ルター**(ドイツ 1483 ~ 1546) **資料7**
「贖宥状(免罪符)」の販売を批判 1517年10月31日「95カ条の提題」を発表
ローマ教皇の権威に対して個人の思想良心の自由を宣言 教皇から破門
聖書をドイツ語に翻訳(1522)
- ・ **ジャン・カルヴァン**(フランス ジュネーヴ 1509 ~ 1564) **資料8**
聖書をフランス語に翻訳
偶像崇拜(迷信)を聖書に基づいて批判『聖遺物について』『キリスト教綱要』

2) 17世紀イギリス革命時の先進的な運動

- ・ **レヴェラーズ(水平派)**
都市の市民、小商人、職人、小農民を基盤とし、議会軍の兵士にも支持を得る
ジョン・リルバーン(1614頃~1657)
1647年「人民協約」人民主権、成年男子の普通選挙権を主張。
1649年 アイルランド派兵に反対し、クロムウェルによって弾圧される。
- ・ **ディガーズ(真の水平派)**
土地を追い出された最貧困層の農民の立場から土地の共有を求める
ジェラード・ウィンスタンリー(1609 ~ 1660?)
荒れ地を仲間と共に耕作することで、土地共有社会を実現しようとする クロム
ウェルに弾圧される。
『自由の法』(1652)

3) フランス絶対王政期の宗教弾圧と抵抗運動

・ナントの勅令の廃止 信仰の自由の否定

1562 ~ 1598 「ユグノー戦争」

1562年 カトリック派によるプロテスタント派(ユグノー)の弾圧を期に内乱開始

1572年 「サンバルテルミーの虐殺」

ブルボン家のアンリ(ユグノー)と国王の妹マルグリットの婚儀の時、
ユグノー派の中心的人物が多数虐殺される

1588年 「カトリック同盟」の首領アンリ・ド・ギーズが国王の手の者に暗殺

1589年 国王アンリ3世暗殺される

1594年 アンリ4世、カトリックに改宗してパリに入城

1598年 「ナントの勅令」に署名。ユグノーに信仰の自由と諸権利を認める

1643年 ルイ14世即位

1685年 ナントの勅令を廃止 ユグノーへの弾圧

ユグノー(軍人・商人・職人が多い)の大量亡命が生じる。
(スイス、イギリス、オランダ、アメリカ等)

国内に残ったユグノーは強制改宗させられ「新改宗者」と呼ばれる
秘密裏に礼拝を続ける 摘発され処刑

・南フランスでの抵抗運動

1702年 ~ 1710年 南フランスのセヴェンヌで「カミザールの乱」

信仰の自由を求めて反乱 2年にわたり国王軍を悩ませる

1704年 スペイン継承戦争に従事していたヴィラルール元帥が反乱を鎮圧させる

その間にスペイン継承戦争で大敗北を喫する...ルイ14世の治世で初めて

1715年 「カミザールの乱」収束後、「荒野の教会」運動が始まる

・冤罪事件の真相究明

1761年 カラス事件

ユグノーのジャン・カラスの息子マルクが変死。

マルクがカトリックに改宗しようとしていたのを家族が殺害したと告発される
ジャン・カラスは無実を訴えるが処刑される。

1762年 ヴォルテール(1694 ~ 1778)真相究明に乗り出す

1763年 ヴォルテール『寛容論 ジャン・カラスの死に際して』発表

1765年 ジャン・カラスらの全面無罪判決勝ち取る

1787年 ルイ16世「寛容令」=ナントの勅令の復活

(3) 日本における圧政との闘いとその思想

- ・ 一向一揆 (15 ~ 16 世紀)
- ・ 百姓一揆 (江戸時代)
- ・ ええじゃないか・打ち壊し (幕末)
- ・ 中江兆民と自由民権運動 (1847 ~ 1901) **資料9**
- ・ 秩父事件 (秩父困民党 1884 年) を頂点とする「激化事件」
- ・ 米騒動 (1918)
- ・ 水平社宣言 (1922) **資料10**

(4) まとめとこれからの課題

* 近代憲法の基本原理	封建制・絶対王政
・ 立憲主義(「法の支配」) 権力を法によって抑制	・ 絶対主義(「人の支配」) 君主が専断的に権力を行使
・ 基本的人権(自然権・天賦人権)の擁護 人が生まれながらに持つ権利	・ 臣民の権利 君主が恣意的に賦与・剥奪できる
・ 社会契約論 国家権力の正統性の根拠は人々の自然権	・ 王権神授説 国家権力の正統性の根拠は神

これらの基本原理は市民革命の過程で獲得された
97 条は、これらが市民革命に由来していることを示している

「自民党憲法改正草案」Q&A13

「権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われることが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。」

- ・ 「西欧の天賦人権説」を否定することは、世界的におこなわれてきた人権獲得の努力を否定すること
- ・ 日本における人権獲得の運動は激しい弾圧で圧殺されてきた。それが「我が国の歴史・文化・伝統」?
- ・ むしろ、それを掘り起こし、継承・発展させていくことが重要ではないか